

エコドライブ推進講師派遣要綱

(目的)

第1条 この要綱は、エコドライブの推進を目的とする講習会、学習会等（以下「講習会等」という。）にエコドライブ推進講師（以下「講師」という。）を派遣することにより、安全かつ環境に優しい運転の普及啓発を図るため、講師の派遣に関し、必要な事項を定めるものとする。

(派遣対象)

第2条 講習会等が次のいずれかに該当するときは、講師を派遣しないものとする。

- (1) 政治目的、宗教目的及び営業目的のもの
- (2) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）、暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を持つ者が主催するもの。

(派遣手続)

第3条 講師の派遣を希望する講習会等の主催者（以下「主催者」という。）は、講習会等の開催20日前までに講師派遣依頼書（第1号様式）により、大分県生活環境部脱炭素社会推進室長（以下「脱炭素社会推進室長」という。）へ講師派遣の申請をするものとする。

- 2 脱炭素社会推進室長は派遣申請が適正と認めるときは、担当職員を経由して主催者にその採否を通知するものとする。
- 3 主催者は通知後、事業をやむを得ず中止または延期する場合は、直ちに脱炭素社会推進室長に報告をするものとする。

(実施報告)

第5条 主催者は、講師派遣実施報告書（第2号様式）により、原則、講習の全日程終了後10日以内に実施報告書をメール、郵送、FAX又は大分県電子申請システムにより、脱炭素社会推進室長へ報告するものとする。

- 2 脱炭素社会推進室長は、講師派遣実施報告書の内容確認を行い、講師の派遣に係る所要謝金及び旅費を支給するものとする。

附則

この要領は、令和5年 8月 14日から施行する。